

九州河川協力団体連絡会議 規約

(名称)

第1条 本会は「九州河川協力団体連絡会議」と称する。

(目的)

第2条 本会は、九州管内各流域における河川協力団体及び河川等で活動する団体が、河川管理に関する情報の共有及び発信並びに提言を行うことにより、九州の豊かで活力ある地域社会の実現を目指す。

(機能)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の機能を担う。

- (1) 「河川協力団体制度」の発展に資する情報の共有及び発信並びに提言（適切な運用及び制度の改善等）。
- (2) 河川協力団体及び河川等で活動する団体の取組等に関する情報の共有。
- (3) 河川協力団体及び河川等で活動する団体等による、本会の目的に資する取組の支援又は実施。
- (4) その他、本会の運営及び目的の達成に関する事項を議論する場。

(構成)

第4条 本会は、以下により構成する。

会員：河川協力団体の指定を受けた団体。

準会員：九州内の河川等で活動している団体で第2条の目的に賛同し、流域連絡会議並びに河川系事務所若しくはダム管理所（以下「河川系事務所等」という）より推薦され、マネージャー会議で承認された団体。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、会員より選任する。

- (1) 代表 1名
- (2) 流域世話人 各流域に1名
ただし、複数流域を兼務することができる。
- (3) マネージャー 各県1名程度
ただし、規模の大きい流域を複数有する福岡県及び熊本県については2名を選出する。
- (4) 事務局長 1名

2 役員は、次の方法で選任する。

- (1) 次期代表は、代表が、流域世話人及びサポーター経験者の中から、選定し、全体会に諮り指名する。
- (2) 流域世話人は流域連絡会議において選任する。
- (3) 次期マネージャーは、各流域連絡会議が推薦した者の中から、県内役員会議が選定し、全体会において承認する。ただし、これに拠ることが困難な場合は、代表が推薦し、当該流域連絡会議並びに県内役員会議に諮り、全体会において承認する。
- (4) 次期事務局長は、事務局長が推薦し、代表が指名する。

3 役員の役割については、以下のとおりとし、任務及び担当については、九州河川協力団体連絡会議 運用規程に示す。

- (1) 代表
本会を総括する。
- (2) 流域世話人
流域の団体（会員のほか、河川等で活動する団体）を総括する。
- (3) マネージャー
代表を補佐するとともに、県内の流域世話人を支援する。
- (4) 事務局長
事務局を総括する。

（役員の任期）

第6条 役員の任期については、以下のとおりとする。

- (1) 代表の任期は、特別な事情がない限り4年とする。
- (2) 事務局長を除く、その他の役員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- (3) 代表及びマネージャーの定年は、特別な事情が無い限り70歳とする。なお、任期の途中で定年に達した場合は、当該任期の終了まで、その任にあたるものとする。

（顧問等）

第7条 顧問、名誉顧問及び相談役は、以下に該当する者の中から、全体会において代表が指名する。

- (1) 顧問は、本会の役員を経験し、かつ70歳以上の者。
- (2) 名誉顧問は、本会の活動に多大な協力を行った者。
- (3) 相談役は、本会の代表を経験した者及び行政経験者。

(4) サポーターは、マネージャー経験者とし、任期を2年とする。ただし、令和8年度までは、令和5年度の副代表を充てる

(事務局)

第8条 本会には事務局を置く。事務局は、代表の指示により、九州地方整備局河川部と調整し、本会を運営する。

(会議)

第9条 本会は、以下の会議により構成する。

(1) 全体会

代表、流域世話人、マネージャー、会員で構成し、規約及び役員等の承認等を行う。また、準会員を加えた構成により、九州地方整備局との課題共有並びに課題解決に向けた意見交換を行う。

(2) マネージャー会議

代表及びマネージャーで構成し、本会の活動方針の立案等を行う。

また、代表は、必要に応じてサポーターの参加と助言を求めることができる。

(3) 役員会議

代表、流域世話人及びマネージャーで構成し、本会の活動方針等について決定する。

(4) 流域連絡会議

各流域の会員のほか、河川等で活動する団体で構成し、河川系事務所等と連携し、各団体の活動の枠を超えて話し合うことで、流域活動を発展させることを目的とする。なお、活動内容及び構成メンバーについては、流域連絡会議において決定する。

(5) アドバイザー会議

相談役、顧問、代表及びマネージャーで構成し、本会に対し助言する。

(6) 県内役員会議

各県の、流域世話人、マネージャー等で構成し、河川系事務所等と連携し、情報交換を行うとともに、県内各流域の活動を支援する。

(7) 会議の開催

全体会、マネージャー会議、役員会議及びアドバイザー会議は、代表が事務局長へ招集を指示し、事務局が九州地方整備局河川部と調整し、開催及び運営する。流域連絡会議及び県内役員会議については、流域世話人がマネージャー及び河川系事務所等と共同事務局として調整し、開催する。

(九州「川」のワークショップ)

第10条 九州「川」のワークショップは九州の河川流域で活動している団体(市民団体、NPO、国、地方自治体、企業、法人等)が一同に会し、その活動を発表し意見交換を行い、これにより異分野交流とパートナーシップを促進するとともに、次世代を担う人材の育成と流域連携の促進を図ることを目的とした行事であり、本会の目的に資することから、その開催を支援する。なお、支援の方法等については、九州河川協力団体連絡会議 運用規程に示す。

(みらい会議)

第11条 みらい会議は九州河川協力団体連絡会議及び九州地方整備局の若手を対象とし、地域連携、流域治水への理解を深め、今後の各流域での活動の活性化を図ることを目的とした行事であり、本会の目的に資することから、その開催を支援する。なお、支援の方法等については、九州河川協力連絡会議 運用規程に示す。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表が全体会に諮って別に定めるものとする。

この規約は、令和7年(2025年)3月3日から施行する。なお、令和6年(2024年)3月7日から施行している規約試行案については、令和7年(2025年)3月2日をもって廃止する。